



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	＜シンポジウム報告＞大学通信教育等における情報通信技術の活用について：文部科学省の調査研究協力者会議の審議状況を踏まえて
Author(s)	田島，貴裕
Citation	日本通信教育学会研究論集，平成24年度，85-91
Issue Date	2013
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52977
Type	report
File Information	tsushin-24-p.85-91.pdf



＜大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議＞をめぐって

シンポジウム報告 大学通信教育等における情報通信技術の活用について －文部科学省の調査研究協力者会議の審議状況を踏まえて－

田島 貴裕

1. 概要

2012年11月17日に桜美林大学四谷キャンパスにおいて、「大学通信教育等における情報通信技術の活用について－文部科学省の調査研究協力者会議の審議状況を踏まえて－」と題し、日本通信教育学会第60回研究協議会シンポジウムが開催された¹⁾。これは、2012年8月に設置された文部科学省「大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議²⁾」（以下、協力者会議と略）に関する討論会であり、前半は協力者会議を所管する文部科学省高等教育局専門教育課の児玉氏による講演、後半は協力者会議委員および関係者によるパネルディスカッションが行われた。講演後には児玉氏への質問、パネルディスカッションの最後にはパネリストとシンポジウム参加者による質疑応答が行われた。以下、シンポジウムの講演者およびパネリストである。なお、パネリストのうち、鈴木氏、五月女氏、筆者は協力者会議の委員である³⁾。

講演：児玉大輔（文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐）

パネリスト：児玉大輔（文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐）

五月女芳男（産業能率大学理事）

松田誠一（公益財団法人私立大学通信教育協会研究事業課係長）

田島貴裕（北海道大学高等教育推進機構技術専門職員）

鈴木克夫（桜美林大学教授、司会）

2. 講演－協力者会議の位置づけと論点－

シンポジウムの前半は、児玉氏による、協力者会議の目的、論点、今後の展開についての講演である。協力者会議の設置背景は、「平成13年の大学通信教育設置基準改正により、一定の要件の下、メディア授業のみで卒業することのできる規定が設けられ、情報通信技術の活

用の範囲が大きく広がっているが、近時の情報通信技術の革新と普及はめざましく、上記の制度改正をふまえた対応状況について検討する必要がある」という点にあり、具体的な調査研究事項については、「①大学通信教育における情報通信技術の活用について、②特区832の全国展開に伴う大学通信教育設置基準の在り方について、③その他、情報通信技術を活用した大学教育の改善について」と設定されているとの説明があった⁴⁾。具体的な調査研究事項①については、国内の大学についてアンケートやヒアリング等による実態調査や海外大学の情報収集を行い、情報通信技術の利点の整理が予定されていることが述べられた。②については、平成25年度から全国展開を予定している、構造改革特別区域法⁵⁾に基づく特例措置番号832「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」、いわゆる特区832に関して、専門的見地から議論することが求められていることが述べられた。③については、大学通信教育に焦点を当てつつも、それ以外の場でどのように活用されているかを把握し、今後の大学教育の改善へ資する議論の必要性が述べられた。

また、協力者会議の設置背景および具体的な論点に関して、第1回会議における委員の発言として、「通学制におけるメディアも含めた検討を行うのか」、「通信制と通学制の区分の在り方については検討しないのか」、「今後の予定にある対面授業の意義の検討、とは何を意味するのか⁶⁾」などの疑義があったことが示された⁷⁾。通学制におけるメディアも含めた検討に関しては、非常に広範なテーマとなるとしつつも、平成13年の設置基準改正は通学制を含めた上でのメディア授業の取り扱いについて議論した結果であるため、大学通信教育にとどまらず、広く検討すべきとの解説があった。また、協力者会議のなかでは、通信制と通学制の区分の在り方について議論をしないということではなく、まずはこれまでほとんど行われてこなかった通信制の現状を調査分析し、検討するところから注力するとのことであった。対面授業の意味の検討については、特区832の全国展開に関する議論の前提として、構造改革特区推進本部において「教員と学生が対面性を補完し得る方策」の検討を規制官庁である文部科学省へ促していることから⁸⁾、協力者会議においてはメディア活用授業の意義を検討するとともに、改めて対面授業の意義についても取り上げる必要があるとのことであった。最後に、今後、議論する予定の項目の説明と、大学教育における情報通信技術の活用に対する期待について語られた。

講演後の質問として、協力者会議の進め方に関する事項があった。まず、協力者会議では大学通信教育における情報通信教育の活用と、特区832に関する事項をどちらを優先して議論するのか、という質問については、これまでの大学通信教育に関する情報の蓄積も乏しいので、はじめに調査等により議論の土台を作ったうえで、特区832を議論したいとの回答があった。また、協力者会議の「位置づけ」に関する質問があった。児玉氏の講演では明確に触れられなかったが、通信制と通学制の区分の在り方の検討と関連して、そもそもの協力者会議の位置づけについて、第1回会議において委員から指摘があった。それは、中央教育審議会では「通信制と通学制の区分の在り方」について検討するワーキンググループを設置するとしているが、今回設置された協力者会議はその代替なのか、というものである。中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」⁹⁾では、大学規模・大学経営部

会による「大学における社会人の受入れの促進について（論点整理）」が報告されており、その中で、「情報通信技術を活用した多様かつ柔軟な学習形態を可能とする観点から、通学制と通信制の区分の在り方を、区分の存続の是非も含めて見直す」ことが言及されている。直後に、通学制と通信制の区分の在り方を検討するワーキンググループの設置も示唆されたが、立ち上げには至っていなかった。第1回会議における事務局の回答では、今回の協力者会議は「通学制と通信制の区分の在り方」を検討するワーキンググループの代わりではない、と明言している¹⁰⁾。協力者会議は、今後の通信制と通学制の区分の在り方を検討するための下地作りと方向付けを行う役割が期待されている。そして、協力者会議における最大の目的は、特区832に関する事項である。長年、大学審や中教審の場において、通信制を議論する必要があるといわれつつも、今回の協力者会議のような検討の場はほとんど設けられてこなかった。協力者会議の設置された背景には、特区832の全国展開があり、その位置づけは大学分科会から独立したものになっているといえる。

3. パネルディスカッション

シンポジウムの後半は、鈴木氏による司会のもと、児玉氏、五月女氏、松田氏、著者（田島）の5名によるパネルディスカッションが行われた。はじめに、司会の鈴木氏より、①大学通信教育における情報通信技術の活用について、②特区832について、という2つの論点が表示された。1点目の論点では、特に情報通信技術の活用の面から、大学通信教育の現状に関して議論があった。松田氏より、大学通信教育の現況について、私立大学通信教育協会と文部科学省、および民間企業による調査結果の分析報告があった。近年の通信制大学では、学校数が非常に増加傾向にあることや、学生数は女性の増減に大きく影響されること、また、年々 Web を導入している大学は増加しており、学生からのメディア授業に対する要望も大きくなっていることが報告された。五月女氏からは、特に通学制との併設型の通信制大学において、教員の役割が多様化しており、メディア授業を導入した結果、教員の疲弊につながっている印象があるとの指摘があった。また、社会人学生にとってメディア授業は交通費がかからず、時間的制約もなく学びなおしができるなどの利点もあるが、講義自体は受け身的ではなくハードであるため、メディア授業から対面授業へと移行していく傾向もあるとの指摘があった。児玉氏からは、社会人の学びに関連して、大学通信教育における情報通信技術の活用は誰が望んでいるのか、大学通信教育側も何を学ばせたいかという観点を改めて考える重要性が指摘された。鈴木氏からは、メディア授業の定義に関して、面接授業以外はすべてメディア授業と定義してもよいのではという意見があった。現行の授業方法は、大学通信教育設置基準第三条第一項の方法による印刷教材等による授業（印刷授業）、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業（メディア授業）のいずれか、または併用により行うものと定められている。鈴木氏の提案はメディア授業の意味をより広範にとらえるものである。著者からは、メディア授業の受講に積極的な学生は、大学へ通学せずに早期に卒業を望む学生が多く、一方で教員との対面授業やゼミ指

導を望む学生も多数いるので、学習者の希望に応じたメディア授業の活用方法が望ましいと述べた。

2点目の特区832の議論に先立ち、事前に参加者へ特区832に関する鈴木氏の論稿¹¹⁾が配布されている。特区832大学における本人確認問題の詳細な経緯と争点、そして、その背景にある構造改革推進本部と文教政策の関連について論考されたものである。議論の冒頭では、司会の鈴木氏より各パネリストに対して、「特区832の全国展開を予定通りすべきか、延期すべきか、廃止すべきか」という問いがあった。パネリストの回答は、鈴木氏は廃止、松田氏および著者は延期、五月女氏は予定通り全国化、である¹²⁾。次に、特区832の問題点について、議論が行われた。五月女氏からは、特区832の全国化は実施しても良いとしながらも、大学経営を考えたときに、今後、実際に設立を希望する大学があるのか、疑問が呈された。そして、最大の問題は、大学設置基準第三十六条第一項¹³⁾の緩和であり、教員の研究室面積の規定がないことで、教員の教育研究機能が担保されるのか、授業の質が保てるのかという点を挙げている。鈴木氏からは、規制緩和することが主旨である特区832において、面接授業を規制するという新たな規制を生み出す矛盾が生じており、それに対する協力者会議委員からの批判¹⁴⁾や、当該大学からは「通常の通信制大学として、ネット授業のほか必要に応じてスクーリング等も行いたい」¹⁵⁾という意見もあることが紹介され、現時点における特区832の全国化に反対する見解が述べられた。松田氏からも、鈴木氏と同様、面接授業ができないという規制について疑問を呈する意見があった。児玉氏からは鈴木氏や松田氏の発言について、特区832の申請当時は教育機関において情報通信技術が非常に普及する過渡期にあり、インターネットのみによる教育の可能性を実直に試みる施策であるとの解説があった。著者からは、配布された鈴木氏の論稿に関連して、インターネット授業における「本人確認問題」は現在では技術的に問題はなく、特区832の中心的な問題ではないが、全国展開するうえでは、一般の人々にたいして本人確認は問題ないというアピールを再度強調する必要があることを述べた。

その後、シンポジウムに参加していた特区832適用大学であるサイバー大学、ビジネス・ブレイクスルー大学の関係者から、特区832の全国展開について一口コメントがあり、両大学ともに、インターネット教育の持つ双方向性や学習管理といった利点および教育の可能性により目を向けてほしいという旨の発言があった。

シンポジウムの最後は、会場からの質疑に対するパネリストのコメントである。通信制大学は、通学制とくらべて、「格下」とみられることについて、いくつか見解が示された。五月女氏は、「通信制と通学制に差がない」と過剰に主張すること自体が暗黙に差があることを示してしまうと述べ、また、日本の雇用形態とキャリア制度について、多忙な社会人が通信制大学を卒業してもなかなか評価されない現状を指摘した。著者は、文部科学省の調査や新聞記事において「高等教育」の中に通信制大学が組み込まれていないことや、通信教育課程を併設している通学制の大学においても「大学」の中に通信教育課程を含まないことが多い点を述べ、社会における通信制の認知度の低さを指摘した。一方で松田氏からは、特に若年者は「通信制大学を卒業」したことを秘匿する傾向にあるが、通信制で刻苦した経験をむしろ示すことでブ

ラスにつながり、今後の通信制に対する理解が深まっていくのではないかと提言があった。

4. 今後の論点として

シンポジウムが行われた時点では、協力者会議は第3回会議を終えたところであり、既存の通信制大学からのヒアリング、アンケート調査を行い、通信制の現状把握が議題の中心であった。そのため、協力者会議の具体的な検討議題に関する報告は行えなかったものの、児玉氏による骨子説明と各パネリストによる議論により、協力者会議の位置づけと特区832に関する課題が明確になるという成果が得られた。

児玉氏の講演にもあったように、特区832における政府の基本方針は、「大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。」であり、全国展開することを前提に、教員と学生との対面性を補完しうる方策を主な課題としている。それを受けて、中教審大学分科会は協力者会議を設置し、付託内容として「インターネット大学における教員と学生の対面性を補完する方策の在り方」¹⁶⁾を論旨としている。つまり、原則として特区832に関する論旨は、「対面性を補完しうる方策」に限定されている。

しかしながら特区832の全国展開に関しては、鈴木氏から報告があったように協力者会議からもさまざまな批判的意見が出されており、また、中教審大学分科会においても、「（インターネット大学の）一番問題になることは本人確認ができないということ」、「（株式会社立大学では）教授会も実質的にはほとんどない」、「技術的に何ができるという問題ではなく、そもそも大学教育としてどういったものを提供するのかという点で大きな問題を抱えている」、「ICTだけで教育をやる、そういう大学の教育の質の問題（の検討が必要）」といった、懸念が出されている¹⁷⁾。特区評価委員会による調査結果¹⁵⁾においても、学生アンケートから「メンターの質にばらつきがある」「勉強会や研究課題をやりたいときに使える場所がない」「図書の郵送の手間と料金がかさむ」といった意見があることが示されている。これらの問題の一部は、従来の通信制大学にも共通する問題であり、必ずしも特区832固有の問題とは言えない。大学法人の在り方や大学認証評価の問題でもあり、通学制にも共通した事項もある。

また、インターネット授業における教員と学生の対面性という観点から言えば、すでに大学通信教育は、2001年の設置基準改正により卒業要件単位のすべての授業をインターネットのみで行うことが可能になっており、特区推進本部や大学分科会から付託された議題「教員と学生の対面性を補完する方策の在り方」について、改めて“大学通信教育およびICT教育に関する専門家”で構成された協力者会議で検討することにいささかの疑問を感じる。もしも、この対面性に改めて懸念が生じているとすれば、既存の通信制大学も含めて検証する必要が出てきてしまうといえる。

したがって、協力者会議で検討すべきは、単なるインターネット授業の教育効果の検証ではなく、特区832に起因し、教育効果へ影響を及ぼしかねない懸念事項について、包括的に検証

することが求められていると理解するのが妥当であろう。そして、そのような規制緩和がもたらす社会的影響や高等教育全体への影響を視野に入れた検討も必要であろう。今後の協力者会議の審議がどのような論点で行われ、結論付けされるのか、現時点ではわかりかねるが、特区832の全国展開が既存の通信制へ与える影響は極めて大きく、本学会としても注視していく必要がある。

最後に、本学会初の試みとして、パネルディスカッションの参加者からの質問や意見をリアルタイムで共有するために、株式会社デジタル・ナレッジより提供された携帯情報端末による「クリッカー」が導入された。しかし、残念ながら時間の制約上、その利点を活かしきることができないように感じられた。大学通信教育における情報通信技術の活用が本学会および協力者会議のテーマの一つであることを考えれば、パネリストの一員としては、やや悔いが残る結果となった。本学会における、より有用な活用方法については、今後に期待したい。

注

- 1) プログラムについては、日本通信教育学会のサイトを参照されたい。<http://jade.r-cms.biz/kyogikai60/>（参照日2013.4.1）
- 2) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/index.htm（参照日2013.4.1）
- 3) 協力者会議は、前出3名の委員のほか、西原明法座長（東京工業大学教授）、來生新委員（放送大学副学長）、向後千春委員（早稲田大学教授）、小松秀罔委員（日本イーラーニングコンソーシアム会長）、高橋陽一委員（武蔵野美術大学教授・私立大学通信教育協会会長）、三石大委員（東北大学准教授）の9名により構成されている（役職等は就任時による）。文部科学省高等教育局専門教育課の所管である。
- 4) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議（第1回）配付資料：【資料1】「大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議」の設置について http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/attach/1326053.htm（参照日2013.4.1）
- 5) 構造改革特別区域推進本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>（参照日2013.4.1）
- 6) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議（第1回）配付資料：【資料5】今後の日程について（案）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/attach/1327419.htm（参照日2013.4.1）
- 7) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議（第1回）議事要旨 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/gijiroku/1328762.htm（参照日2013.4.1）
- 8) 構造改革特別区域推進本部（2012）「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kettei/120409/houshin.pdf>（参照日2013.4.1）
- 9) 中央教育審議会大学分科会（2010）「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告（平成22年2月から6月までの審議経過概要）」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1295686.htm（参照日2013.4.1）
- 10) 平成20年12月18日の「平成20年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会教育部会（第7回）」の中で、文部科学省から「中教審の大学分科会の作業部会で『通信制と通学制の大学に関す

る検討ワーキンググループ』の設置が決まっており、そういった中で、通信制・通学制のあり方といった問題を議論していきたい。」との発言もある。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka/chousa/kyouikubukai07/gijigaiyou.html>（参照日 2013.4.1）

- 11) 鈴木克夫（2009）サイバー大学本人確認問題考－構造改革特区832という桎梏－。桜美林シナジー、8:27-46
- 12) 児玉氏からは、どのように特区を全国化していくかを考える立場にあるため、回答できない旨の発言があった。
- 13) 大学設置基準 第三十六条（校舎等施設）大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。
 - 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする）
 - 三 図書室、医務室、学生自習室、学生控室
- 14) 平成25年4月1日時点での議事録は未公開である。
- 15) 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会 教育部会（第13回）配布資料：【資料2-3】「特例措置番号832の関連資料」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka/chousa/kyouikubukai13/siryou2_3.pdf（参照日 2013.4.1）
- 16) 中央教育審議会大学分科会（第103回）配付資料：【資料3】「大学通信教育等に関する今後の検討について（ICTを活用した教育に係る課題等）」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1318704.htm（参照日 2013.4.1）
- 17) 中央教育審議会大学分科会（第103回）議事録 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/1320241.htm（参照日 2013.4.1）